

加盟店登録資格

以下の条件を満たす茨城県内の飲食店

- ・日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。
- ・「いばらきアマビエちゃん」への登録が必要となります。

加盟店同意内容 (項目抜粋)

1. 営業形態
2. 行政への協力
3. ガイドラインに基づく取組等
4. 不正取引防止
5. 反社会的勢力ではないことの表明・確約
6. 食事券取扱マニュアルの遵守
7. 参加登録の取消

※詳細はGo To Eat キャンペーンいばらき参加飲食店同意書をご確認ください。

※ガイドラインに基づく取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

※ガイドラインに基づく取組等に加え、茨城県の「いばらきアマビエちゃん」への登録が必要となります。

加盟店登録申請期間

令和2年**10月14日**☉~**11月30日**☾

※終了日は変更となる場合がございます。

加盟店登録申請方法

「Go To Eat キャンペーンいばらき」ホームページからの申請をおすすめします。

パソコン・スマートフォンどちらからも申請できます。

ホームページ <https://www.gotoeat-ibaraki.com>

(FAXによる加盟申請も受け付けます。申請書は「Go To Eat キャンペーンいばらき」のホームページよりダウンロードしてください。)



登録に必要な入力内容

必須入力

- ① 店舗情報 / 店舗所在地、店舗名、郵便番号、住所、電話番号、URL、ジャンル、定休日、営業時間
- ② 連絡先情報 / 飲食店等営業許可業種、飲食店等営業許可番号、担当者氏名、担当者電話番号、メールアドレス
- ③ 振込先情報 / 金融機関名、支店名、口座種目、口座番号、口座名義
- ④ 添付書類 / 飲食店等営業許可証のコピー、通帳のコピー
- ⑤ Go To Eat キャンペーン参加飲食店同意書

※店舗名、店舗住所、電話番号、店舗WebサイトURL、ジャンル、定休日、営業時間は、Go To Eat キャンペーンいばらきホームページの加盟店一覧情報に掲載されます。

●お問い合わせ

Go To Eat キャンペーン茨城事務局

受付時間 / 平日10:00~17:00(土・日・祝休業) 年末年始(12月30日~1月3日)休業

Go To Eat キャンペーンいばらきコールセンター

加盟店お問合せ先

TEL.03-5953-5489